鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例

全国で初めて県有種雄牛の遺伝資源を<u>知的財産として位置付け</u>、 遺伝資源保護と和牛振興を柱とした条例。

☆何人も県有種雄牛の遺伝資源をみだりに県外に流出させてはならないことを宣言

- ◆県有種雄牛の遺伝資源を知的財産として保護
 - ●県有種雄牛の遺伝資源を全国で初めて知的財産として位置付け
 - ●特に重要な県有種雄牛を特定種畜として告示し、 その遺伝資源は所有権を県に留保した契約により厳格管理
 - ●種雄牛造成を計画的に進めることを全国で初めて明記
- ◆「和牛産業」にかかる和牛振興計画を作成
 - ●鳥取県産和牛の生産だけでなく流通および販売までの事業を「和牛産業」 と位置付け、生産者、関係団体などの意見を聴いて作成
 - ●生産者の経営安定や鳥取県産和牛の販路拡大などにつながる事業の実施

県有種雄牛の遺伝資源を未来へ引き継ぎ、 「和牛産業」の健全な発展を図る